

明石市商業振興による地域活性化に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、商業がまちのにぎわいの創出と地域コミュニティの形成に果たす役割の重要性にかんがみ、商業者等及び市の責務を明らかにするとともに、商業の振興と地域の活性化を総合的かつ計画的に推進するための基本となる事項を定めることにより、商業の健全な発展を促し、もって市民生活の向上と良好な地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者 市内において小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する店舗を設置する者をいう。
- (2) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合その他の商店街の振興を目的とする団体のうち、市内で活動するものをいう。
- (3) 大型店 市内に存する大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗をいう。
- (4) 商店会連合会 商店街振興組合法に規定する商店街振興組合連合会その他の本市商業の振興を図ることを目的とする団体のうち、市内で活動するものをいう。
- (5) 商工会議所 市内をその区域とする商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所をいう。
- (6) 商店街 市内において小売業又はサービス業に属する事業その他の事業の店舗が集積している地域をいう。

(基本原則)

第3条 商業者、商店会、商店会連合会、商工会議所及び市は、この条例の目的を達成するために相互に連携し、市民の理解と協力のもと、商業の振興を図り、地域の活性化を推進していくことを基本とする。

(商業者等の責務)

第4条 商業者は、創意工夫と努力により自らの事業を発展させるとともに、第1条に掲げる商業が果たす役割を認識し、地域貢献に努めるものとする。

2 商業者は、国、兵庫県若しくは市（以下「市等」という。）又は商店会連合会若

しくは商工会議所が実施する商業の振興のための事業（以下「商業振興事業」という。）に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 商業者は、商工会議所に加入し、経営に関わる情報の収集及び他の事業者との交流に努めるものとする。

4 商店街における商業者その他事業を営む者（事業の用に供されていない店舗、倉庫、事務所その他の事業活動の施設を設置する者を含む。）は、商店会に加入し、商店会が実施するその地域における商業振興事業及び第10条に定める地域貢献のための事業（以下「地域貢献事業」という。）に積極的に参加するよう努めるものとする。

（商店会の責務）

第5条 商店会は、市民に身近な存在として生活に必要な利便を提供するとともに、地域コミュニティの核の一つとして、地域貢献事業の実施に努めるものとする。

2 商店会は、その活動の基盤を強化するため、組織の充実に努めるものとする。

3 商店会は、商店会連合会に加入し、市内の他の商店会との連携に努めるものとする。

（商店会連合会及び商工会議所の責務）

第6条 商店会連合会及び商工会議所は、商業者の事業活動に対する支援を行うものとする。

2 商店会連合会及び商工会議所は、市と連携して商業振興事業の実施に努めるものとする。

（大型店を設置する者等の責務）

第7条 大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者は、地域社会の一員であることを自覚し、地域貢献に努めるものとする。

2 大型店を設置する者及び当該大型店において事業を営む者は、地域の他の商業者との共存を図るとともに商店会が行う地域貢献事業との連携及び協力に努めるものとする。

3 大型店を設置する者は、地域の商店会、商店会連合会及び商工会議所に、大型店において事業を営む者は、地域の商店会及び商工会議所に、加入するよう努めるものとする。

（市の責務）

第8条 市は、商業者、商店会、商店会連合会及び商工会議所並びに市民と連携して、商業の発展に資する総合的かつ計画的な施策を推進するものとする。

2 市は、商業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずる

よう努めるものとする。

3 市は、地域貢献事業に対する支援に努めるものとする。

(市民の協力)

第9条 市民は、市等、商店会連合会及び商工会議所が実施する商業振興事業について理解するとともに、地域貢献事業に協力するよう努めるものとする。

(地域貢献事業の実施等)

第10条 商店会及び大型店において事業を営む者を代表するものは、地域における次に掲げる事業の実施に努めるとともに、市等が行う地域の活性化等を目的とする事業に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

- (1) 地域のにぎわいづくりに関する事業
- (2) 地域の交流の促進に関する事業
- (3) 地域文化の振興に関する事業
- (4) 安全に安心して暮らせる地域づくりに関する事業
- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 環境に配慮した取組に関する事業
- (7) その他市長が地域貢献に資すると認める事業

(地域貢献事業計画書等の作成及び提出)

第11条 商店会及び大型店において事業を営む者を代表するものは、規則で定めるところにより、地域貢献事業に関する計画書（以下「地域貢献事業計画書」という。）を作成し、市長に提出するよう努めるものとする。

2 前項の規定による提出を行った者は、地域貢献事業計画書を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、地域貢献事業の変更に関する計画書を作成し、市長に提出するものとする。

3 前2項の規定による提出を行った者は、当該計画書に係る地域貢献事業の終了後、規則で定めるところにより、地域貢献事業に関する実施報告書を作成し、市長に提出するものとする。

4 市長は、前3項の規定による提出があったときは、その内容を公表し、市民に周知するよう努めるものとする。

(基本計画の策定)

第12条 市長は、商業の振興による地域の活性化に関する基本施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、商業の振興及び商業の振興による地域の活性化に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映するための必要

な措置を講ずるとともに、次条第1項に規定する明石市商業振興による地域活性化審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(審議会の設置)

第13条 市長の附属機関として、明石市商業振興による地域活性化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を答申するほか、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

(1) 市の商業の振興に関すること。

(2) 商業の振興による地域の活性化に関すること。

(3) 基本計画の策定及び変更に関すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、基本計画に定める施策の推進に関し必要な事項

3 審議会は、委員15人以内で組織する。

4 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成22年6月30日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。